

令和８年度東京都人権プラザ指定管理者
評価委員会
議事録

令和８年７月２３日（木）
東京都庁第一本庁舎北塔４２階特別会議室Ｃ

午前10時00分開会

○加藤課長 それでは、ただいまから「令和8年度東京都人権プラザ指定管理者評価委員会」を開催いたします。

よろしくお願いいたします。

私は、当委員会の事務局を務めます、東京都総務局人権部調整担当課長の加藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の評価委員会では、令和7年度の指定管理者の管理運営状況について御審議いただきます。長時間の会議となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、審議・議事録は原則として公開することとなっておりますので、御了解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

石渡委員からは、少し遅れて御参加との連絡をいただいております。

ただいま4名の御出席をいただいております。参考資料1「東京都人権プラザ指定管理者評価委員会設置要綱」の第5の2のとおり、本委員会は、過半数の委員が出席した場合に成立することとなっておりますので、本日の委員会は成立しております。

それでは、会議に先立ちまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

「令和8年度東京都人権プラザ指定管理者評価委員会 会議次第」の下に、本委員会の委員名簿。

その下に、各資料を御用意しております。

資料名を申し上げますので、御確認いただければと思います。

資料1「指定管理者による管理運営状況評価制度について」。

資料2「東京都人権プラザの概要及び令和7年度管理運営状況」。

資料3「所管局による一次評価」。

資料4「東京都人権プラザ指定管理者評価委員会による二次評価（案）」。

資料5「令和7年度東京都人権プラザ年間事業報告」。

参考資料といたしまして、次の資料を御用意しております。

参考資料1「東京都人権プラザ指定管理者評価委員会設置要綱」。

参考資料2「東京都指定管理者制度に関する指針」。

参考資料3「東京都人権プラザ指定管理者管理運営状況評価（令和4年度から令和6年度まで）」。

参考資料4「公益財団法人東京都人権啓発センター決算資料」。

資料の不足はございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、次第の2に移ります。

開会に当たりまして、東京都総務局人権部長の小平から御挨拶を申し上げます。

○小平部長 皆様、おはようございます。

改めまして、人権部長の小平でございます。

恐縮ですが、着座にて失礼いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、また、この暑さが厳しい折、「東京都人権プラザ指定管理者評価委員会」に御出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、日頃から東京都の人権施策に御理解、御協力をいただいておりますこと、重ねて御礼申し上げます。

さて、東京都の人権啓発の拠点でございます東京都人権プラザは、平成29年2月に台東区橋場より港区芝に移転・開設しまして9年が経過いたしました。

人権プラザにおいては、指定管理者制度を導入しており、東京都の政策連携団体である公益財団法人東京都人権啓発センターが指定管理者として管理運営をしております。

平成30年4月1日から10年間の指定を受け、本年が9年目となります。

指定管理者制度は、民間事業者等のノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図ることで、施設の設置目的を効果的に達成することを目的としております。

また、指定管理者の管理運営状況の評価におきましては、管理運営状況を厳正に評価するとともに、指定管理者の新たな取組、努力など、そういった部分も正しく評価することによりまして、指定管理者がサービス改善に向けて意欲を高めていくものでございます。

本日、委員の皆様には、令和7年度の人権プラザの管理運営状況について御審議いただき、御評価をお願いするものでございます。人権プラザの管理運営が適正かつ効果的に行われるよう、忌憚のない御意見と適正な御評価を頂戴できればと存じます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○加藤課長 次に、次第の「3 委員紹介」に移りますが、ここで本委員会の役割について、簡単に確認させていただきます。

本委員会は、東京都人権プラザを管理する指定管理者の管理運営状況について、総合的かつ客観的に評価していただくために開催するものでございます。

評価していただくのは、年間を通じた管理運営状況ということで、今回は令和7年度の管理運営状況が対象となります。

委員全員が外部委員である学識経験者5名から構成されています。

それでは、委員を御紹介いたします。

東洋英和女学院大学名誉教授の石渡委員は、遅れていらっしゃるということですので、後ほどまた御紹介できればと思います。

鵜川正樹公認会計士事務所公認会計士の鵜川委員でございます。

○鵜川委員 鵜川でございます。よろしくお願いいたします。

○加藤課長 光陽法律事務所弁護士の小塚委員でございます。

○小塚委員 小塚でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○加藤課長 東京都立大学教授の丹野委員でございます。

○丹野委員 丹野です。どうぞよろしくお願いいたします。

○加藤課長 東京人権啓発企業連絡会専務理事の野村委員でございます。

○野村委員 野村でございます。よろしくお願いいたします。

○加藤課長 どうもありがとうございました。

これより、次第の「4 委員長の選任」をいたします。

参考資料1「東京都人権プラザ指定管理者評価委員会設置要綱」第3の2により、委員長は委員の互選により選出することとなっておりますが、どなたか御推薦いただける方がいらっしゃいましたら、挙手の上、御発言いただきますよう、お願いいたします。

小塚委員。

○小塚委員 私は、昨年度委員長を務められた丹野委員に引き続き、委員長を務めていただくのが適任だと思います。

いかがでございましょうか。

○加藤課長 小塚委員から丹野委員を委員長に御推薦いただきました。

皆様、御意見はございますでしょうか。

(委員首肯)

○加藤課長 それでは、異議がございませんようですので、丹野委員を委員長に選任いたします。

これから先の会議進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

お願いいたします。

○丹野委員長 どうも丹野でございます。

ありがとうございます。

設置要綱により、委員の皆様からの選任を受けまして、当委員会の委員長を務めさせていただきます。

委員の皆様のお協力の下、円滑な議事進行に努め、東京都人権プラザの指定管理者である公益財団法人東京都人権啓発センターの管理運営状況について、適正な評価を行ってまいりたいと考えております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、会議次第に従い、会議を進めてまいりたいと思います。

次第の「5 報告」でございまして。

「一次評価の結果等について」、事務局から説明をお願いいたします。

○加藤課長 それでは、まず、都における指定管理者の評価制度につきまして、御説明いたします。

資料1「指定管理者による管理運営状況評価制度について」を御覧ください。

「1 評価制度の目的」は、指定管理制度を導入した施設の管理運営状況について、第三者の視点を含めた評価を実施し、都民サービスの一層の向上を図っていくこととさせていただきます。

「2 評価の流れ」は、資料に記載の図のとおりでございます。

それぞれの評価につきましては、3以降で御説明させていただきます。

「3 一次評価（所管局による客観的評価）」につきまして御説明いたします。

こちらは、所管局が最も効果的に管理運営状況を評価できる確認項目を設定し、その達成度に基づいて、具体的にその成果を評価するものです。

今年度は35項目を設定し、各項目につきまして、センターから提出される報告書、ヒアリング等の結果を踏まえ、果たすべき業務の水準の達成状況を0～2点までの3段階で評価し、各項目の得点の合計点に基づきまして、S、A、B、Cの4段階から決定いたしました。

なお、確認項目の中で、枠内の※に記載したとおり、指定管理者の高度な専門性、ノウハウが要求される「人権相談の実施状況」。

また、都立施設としての性質上要求される「都の政策と連動した事業の実施」の2項目については、都が重視する項目として、配点を2倍にし、算出しております。

裏面を御覧ください。

「4 二次評価（評価委員会による専門的な評価）」について御説明いたします。

こちらは、指定管理者の管理運営状況について、外部の専門家の方々の御視点から、客観的・専門的に評価していただくために行うもので、本委員会において皆様に御審議いただくものでございます。

一次評価の内容を踏まえ、管理運営状況や事業効果その他につきまして、客観的・専門的な評価を行い、S、A、B、Cの4段階で決定していただきます。

その後の手続は、資料の5、6に記載のとおりでございます。

一次評価、二次評価に基づき、所管局が総合評価を決定し、その結果は、指定管理者のサービス向上等に活用できるよう、指定管理者に通知されるとともに、公表されます。

次に、東京都人権プラザの概要等につきまして、御説明いたします。

資料2「東京都人権プラザの概要及び令和7年度管理運営状況」を御覧ください。

人権プラザの概要につきましては、資料の1～4に記載のとおりでございます。

人権啓発の拠点として、平成14年1月に設置され、公益財団法人東京都人権啓発センターが指定管理者として管理運営を行っております。

現在の指定期間は、平成30年4月1日から令和10年3月31日の10年間。今年度で9年目となっております。

次に、令和7年度の管理運営状況を資料の5及び6に記載しておりますが、こちらは、後ほど一次評価の中で御説明させていただきますので、参考までに御覧ください。

また、詳細な事業報告につきましては、資料5「令和7年度東京都人権プラザ年間事業報告」にもございますので、そちらも適宜御参照いただければと思います。

次に、資料3「所管局による一次評価」を御覧ください。

評価のため設定しました「確認項目」は、一番左の列、大項目で言いますと「管理状況」が19。

「事業効果」が16。

それぞれ右隣に記載しております「評価水準」に照らし合わせ、0～2点で評価いたし

ました。

本日は、一次評価に当たりましてポイントとなった「確認項目」を中心に御説明させていただきます。

まず、左から2列目、中項目「適切な管理の履行」のうち「1 指定管理者としての責務の遂行」を御覧ください。

様式の右側部分の「評価理由」の欄を御覧ください。

1行目に太字で【総評】として評価の結論を記載し、2行目以下に実施状況等を記載しております。

令和7年度、人権啓発センターは、東京都人権施策推進指針等に基づき、人権プラザの設置目的に沿って、中立性・公平性の確保に留意しながら、幅広く人権課題に対応しており、基本協定及び年間事業計画に基づいた管理運営の理念が適切に履行されておりました。

こういった点を考慮し「1 指定管理者としての責務の遂行」につきましては、「概ね水準どおり」と評価いたしました。

次に「4 人材育成の取組」につきまして、御説明いたします。

センターでは、人権プラザの管理運営に当たり、必要となる職員の能力、ノウハウの維持・向上のため「評価理由」欄の4点目のとおり、職員研修基本計画及び実施計画に基づき、職員の育成に努めております。

また、6点目、7点目のとおり、専門員や相談員など、特殊なスキルを要する職員は、外部機関の研修による知識習得、スキルアップを図っているほか、令和7年度は、2点目のとおり、新たに職員の自己研さんを支援する自己啓発休業制度も新設いたしました。

こういった点を考慮し「4 人材育成の取組」につきましては、「概ね水準どおり」と評価いたしました。

下のほうに移りまして、2つ目の中項目「法令等の遵守」について御説明いたします。

「7 各種法令等の遵守」を御覧ください。

センターは、毎年度コンプライアンス委員会を開催し、法令遵守に向けた取組を推進しているほか、外部講師による就業規則研修やハラスメント防止研修を通じ、職員のコンプライアンス意識の向上にも努めています。

こういった点を考慮し「7 各種法令等の遵守」につきましては、「概ね水準どおり」と評価いたしました。

「9 事故への対応、都への報告・連絡」につきまして、御説明いたします。

センターでは「評価理由」のとおりに、メール誤送信防止対策ソフトの活用や郵送物発送時の確認作業といった個人情報等の事故を未然に防ぐ取組と、事故が発生してしまった場合の連絡体制の策定・周知を複合的に実施しています。

こういった点を考慮し「9 事故への対応、都への報告・連絡」につきましては、「概ね水準どおり」と評価いたしました。

次のページを御覧ください。

中項目「安全性の確保」につきまして御説明いたします。

「12 防災への配慮」を御覧ください。

センターでは「評価理由」1点目、2点目のとおり、日常的な消防器具の配置場所の周知、ビル全体の消防訓練への参加など、災害発生時に来館者の安全を確保できる体制づくりに努めております。

令和7年度は、ロビーギャラリーのガラス扉について、非常時に来館者が自ら鍵を開け、迅速に避難できるよう、サムターン錠への交換工事を行いました。

こういった点を考慮し、「概ね水準どおり」と評価いたしました。

中項目「適切な財務・財産管理」につきまして御説明いたします。

「16 収支状況」を御覧ください。

令和7年度は、予算1億9103万円に対し、決算1億7643万648円であり、執行率92.4%でございました。

照明器具のこまめな消灯、空調機の設定温度の見直しなど、省エネ行動の徹底にも努めております。

こういった点を考慮し「概ね水準どおり」と評価いたしました。

ここから2番目の大項目「事業効果」につきまして御説明いたします。

中項目「事業実施・利用の状況」のうち「20 来館者数」を御覧ください。

令和7年度の来館者数の合計は、1万2122人でございました。

対前年度118.4%と大幅に増加しましたので「水準を上回る」と評価いたしました。

次に「21 人権相談の実施状況」につきまして御説明いたします。

人権相談事業は、高度な専門性、ノウハウが要求されるものであるため、配点を2倍にしております。

「評価理由」の6点目のとおり、令和7年度の相談件数は1,797件で、対前年度103.5%でございました。

また、5点目のとおり、令和7年4月から「『インターネットにおける人権侵害』に関するSNS（LINE）相談」について、週3日から5日に相談日を拡大するなど、都民のニーズに沿った相談事業を展開しました。

こういった点を考慮し、「概ね水準どおり」と評価しております。

次のページを御覧ください。

「22 指定管理者による提案事業等の実施①」について御説明いたします。

「評価理由」の1点目のとおり、展示室を利用して、学校、自治体等からの依頼に応じ、展示物の解説等を行う人権学習会を合計79団体に実施いたしました。

また、2点目のとおり、企画展示では、子供の自殺が多い8月下旬から9月下旬に合わせ、いじめ等により亡くなった子供たちのメッセージ展を行いました。

会場では、いじめやひきこもり問題の当事者の思いを収録した映像も常時放映し、命と子供の人権について考える機会を提供いたしました。

さらに、3点目のとおり、クローズアップ人権コーナーを「若年世代の自殺対策」をテーマに更新いたしました。

若年世代が自殺に至る具体的な背景をパネルで紹介するだけでなく、展示コーナーにタブレット端末を設置し、若年世代の自殺対策に取り組むNPO法人が開設するサイトをその場で体験できるようにするなど、支援策を実感できる工夫もいたしました。

以上の取組により、令和7年度の展示室の利用者数は7,582人、対前年度128.2%と大幅に増加したため「水準を上回る」と評価いたしました。

「23 指定管理者による提案事業等の実施②」につきまして御説明いたします。

令和7年度の人権問題都民講座は「デフスポーツの魅力」「『不登校』から社会を問う」「『傷と共に生きる女性たち』の声を聴く」「ジェンダーから多様性社会を見つめなおす」の4つのテーマで、会場とオンラインを併用して実施いたしました。

人権啓発指導者養成セミナーは、企業等の人権研修対象者を対象に2回「ビジネスと人権をつなぐ：障害を価値に変える」「カスタマーハラスメントを防ぐ組織づくり」をテーマに実施しました。

また、人権教育に携わる教員を対象に1回、司法面接の手法を生かした子供への向き合い方をテーマに実施いたしました。

「インクルーシブシティ東京プロジェクト」では「人権ディフェンダーになるための3日間集中プログラム（ユース向け）」を2回。

「人権ディフェンダーになるための2日間集中プログラム（ユース世代と関わる大人向け）」を1回実施し、ワークショップやフィールドワークなどの体験・参加・交流型のプログラムを展開いたしました。

以上の取組により、令和7年度のセミナールーム入場者数は2,838人、対前年度106.0%となりましたため、「概ね水準どおり」と評価いたしました。

次に「24 指定管理者による提案事業等の実施③」につきまして御説明いたします。

プラザの図書資料室は2階にあり、展示室やセミナールームのある1階と異なるフロアであることから、利用促進に課題がある部分がありました。

このため、令和7年度は、令和6年度に引き続き、館内案内表示を増やしたり、図書資料室を終点とする館内スタンプラリーを実施したりと、来館者を図書資料室に誘導する取組を行ったほか、1階ロビーギャラリーにおける所蔵図書の展示も行い、活用促進を図りました。

以上の取組により、令和7年度の図書資料室利用者数は1,702名、前年度比103.7%となりましたので、「概ね水準どおり」と評価いたしました。

次に「25 指定管理者による提案事業等の実施④」につきまして御説明いたします。

各局や区市町村、学校、企業が実施する人権啓発事業等に出張展示を積極的に行い、アウトリーチ型の活動を積極的に展開しました。

令和7年度は、特別展示の「セサミストリートの仲間たちと学ぼう！子どもの権利」の

出張展示キットを新たに作成し、人権部が主催する「ヒューマンライツ・フェスタ東京」等に展示を行いました。

令和7年度は全30回、前年度比93.8%となったことから、「概ね水準どおり」と評価いたしました。

次に「26 インターネットを活用した事業の実施①」につきまして御説明させていただきます。

こちらは、今年度追加した項目で、人権問題都民講座や人権啓発指導者養成セミナーなどのうち、オンライン配信を行った回のオンライン受講者数の平均について、前年度比を基準に、定量的に評価するものでございます。

令和7年度オンライン配信を行った9講座の受講者数は合計1,020人、1講座当たりの受講者数は113人となり、令和6年度比110.8%と大幅に増加いたしました。

このため「水準を上回る」と評価いたしました。

次に「27 インターネットを活用した事業の実施②」につきまして御説明させていただきます。

こちら、今年度追加した項目で、人権問題都民講座等のアーカイブ配信の実施状況について、定性的に評価するものでございます。

人権問題都民講座等については、プライバシー保護の必要性があるものや、講師の許諾を得られなかったものを除き、字幕等の編集を行った上で、YouTubeで公開しております。

令和7年度実施講座では、5講座を配信いたしました。

これにより、アクセスや時間の制約により、来館が困難な方にも人権に係る学びの場を提供しておりますので、「概ね水準どおり」と評価いたしました。

中項目「サービス内容の向上」に移ります。

次のページの「30 来館者の満足度」を御覧ください。

プラザでは、施設利用者へのアンケートを実施しております。

その中で、満足度に係る質問6項目で、いずれも98%を超える非常に高い数字となっていることに加えて、アンケートの意見に基づき、案内を充実させるなど、さらなる改善にも努めております。

このため「水準を上回る」と評価しました。

最後の中項目である「行政目的の達成」について御説明いたします。

「35 都の政策と連動した事業の実施」を御覧ください。

「インクルーシブシティ東京」の実現に向け「人権ディフェンダーになるためのプログラム」の実施や『セサミストリート』のキャラクターを用いたワークブックの作成など、楽しみながら学べる工夫を凝らしました。

また、特別展示の出張展示用パネルを作成し「ヒューマンライツ・フェスタ東京」等での展示を行うなど、都の政策と連動して事業を実施することで、インクルーシブな社会に導く・支える「人」の育成を図っており「水準を上回る」と評価いたしました。

各項目の御説明は以上となります。

なお、令和7年度について「特記事項」及び「要改善事項等」はございません。

次のページを御覧ください。

各項目の点数を合計しますと、一次評価結果の合計点は43点となります。これは、S、A、B、Cの4段階評価のうち、Bに該当いたします。

最後に【その他】の確認事項です。

まず「指定管理者の財務状況」については、財政状況や経営状態について問題ないと評価しております。

次に「特命要件の継続」につきまして御説明いたします。

特命要件とした内容は4点ございますが、いずれも充足しているものと認められます。

このため、人権啓発センターを指定管理者として特命選定する状況が継続していると判断いたしました。

所管局による一次評価の御説明は、以上となります。

○丹野委員長 ありがとうございます。

それでは、次に、次第の「6 令和7年度指定管理事業概要報告及び質疑応答」に移りたいと思います。

東京都人権啓発センターに御入室いただきますので、しばらくお待ちください。

(東京都人権啓発センター入室)

○丹野委員長 よろしいでしょうか。

それでは、自己紹介と、令和7年度指定管理事業の概要報告をお願いいたします。

○川崎事務局長 東京都人権啓発センターの事務局長の川崎と申します。今日はお時間をいただきまして、ありがとうございます。

私の後方におりますのが、普及啓発課長の内山と申します。

今日は2人で来ましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、座って失礼いたします。

それでは、令和7年度の東京都人権プラザの事業につきまして、お手元に資料2があると思うのですが、A4の横バージョンですか、それをベースにしながら御説明させていただきます。

それと、御参考に、全てではないのですが、啓発イベント等のチラシなども机上に置かせていただいていたと思いますので、適宜御覧いただければと思います。

よろしくお願いいたします。

それでは、まず、資料2の6の(1)に記載がございます人権プラザへの来館者数でございますが、ここに書いてあるとおり、1万2122人。これは、令和6年度と比べまして18%、約1,900人増加しまして、コロナ禍前の状況に近づきつつあるという状況でございます。

人権啓発センターでは中期計画を策定しておりまして、その中の4つの柱の一つで「アウトリーチ機能の展開・強化」を掲げておりますが、ここに「展示」とございますが、そ

れを外に出てやる出張展示、あるいは、ここには記載がございませんが、学校に出向いて実施する人権問題体験学習会を実施して、御高齢の方、あるいは児童などが人権プラザに来館できなくとも、人権について触れることができるように努めております。

あわせて、多くの方が集まれる映画祭など、人権啓発に関するイベントを実施しまして、人権に関する潜在的なニーズを掘り起こして、人権プラザの利用者の拡大につなげるというように、人権啓発センターの事業と人権プラザの事業を緊密に連携させながら事業を実施しているところでございます。

そうした地道な努力が来館者増という結果に、少しずつですが、結びついているのかなと考えております。

続きまして「（２）展示事業」という記載がございますが、特別展示としまして、子供の権利をテーマにした「セサミストリートの仲間たちと学ぼう！子どもの権利」は、令和５年度から実施しておりまして、昨年度も継続して実施いたしました。

『セサミストリート』のキャラクターをナビゲーターにしまして、子供たちに、子供の人権などを普及啓発していこうというものでございます。

「人権」と言うと、少し難しくて、取っつきにくいというイメージを持たれることが多いのですが、そういう意味で、プラザの入り口にある『セサミストリート』のコーナーは、キラーコンテンツとしてプラザの敷居を低くしてくれているのかなと感じております。

今年度の話になるのですが『セサミ』とはいいお付き合いをさせていただいております、来月、８月６日には、アメリカから『セサミ』のデザイナーをお招きして「みんなの“大事”を守る」ということで、子供たち向けに、世界に一つのキャラクターを描くという子供人権教室を開催する予定もございます。

また、企画展としまして「天国の子供たちのメッセージ展」を２学期が始まる前に開催いたしました。

それと関連させて、令和７年度末からは、クローズアップ人権コーナーという展示コーナーがございまして、そこでは「若年世代の自殺対策」について考えるというパネルを展示するなどしまして、相乗的に理解をより深めてもらえるような取組を行っております。

（４）～（８）に、各種講座、セミナー等を記載してございますが、これらをそれぞれ開催いたしました。

（４）に記載の令和７年度に実施しました都民講座は、４回実施したのですが、これは講師と事前打合せを綿密に行ったことも関係していると思っておりますが、講座内容の質の向上に努めたこともありまして、講座のアンケートでは、平均して参加者の９２％の方という多くの方から「人権について考えるきっかけになった」という回答をいただいております。

ちなみに、御参考に、チラシを第１回の分だけ配付させていただいたのですが、デフリンピックの開催の前に「デフスポーツの魅力」をテーマに、都の政策と連動した形で都民講座を開催いたしました。

デフスポーツの楽しみ方がメインなのですが、共生社会の実現についてといった人権ブラザ主催ならではのお話を、講師のデフサッカーの監督にいただきまして、御参加いただいた皆様に人権について思いをはせていただいたところでございます。

講座・セミナー全般につきまして、令和3年度に、コロナ対策として、オンラインによる講座の開催を始めたのですが、現在はそれが定着して、ハイブリッド方式で講座等を実施してございます。

ちなみに、ここに書いてある第2回の都民講座ですが、312名に御参加いただけたのですが、そのうちオンラインの参加が279人。会場には来られないけれども、講座に参加したいという方のニーズを満たせたのかなと考えております。

こうした形で、都民のニーズに応える形で実施して、それによって人権啓発の裾野の拡大につながれば、人権尊重の理念の普及という目的に一步ずつでも近づくことができるのかなと考えてございます。

(6)に記載の第1回の子供人権教室ですが「『ふわふわことばとチクチクことば』モール人形をつくってまなぼう!」というテーマで実施しました。

子供人権教室は、これまでなかなか人が集まらず、多くの子供に参加してもらいたいということで、今、子供たちに結構はやっているモール人形を会場で作ってもらいました。

御覧のとおり、みんなそれぞれ作った人によって顔が違う、こういったものを作ってもらいながら多様性みたいなことも含めて、言葉の遣い方によって、人との関係とか相手の気持ちが大きく変わることを子供に実感してもらって、相手を尊重する態度を育むことを目的にするものでした。作るときは熱中して作って、楽しそうにやっているのですが、先生が話すときはじっと聞いて、小さい子供なのですが、先生の話をもじって聞きながらうなずいている子もいて、記憶と感情に残る体験ができたのではないかと考えております。

いろいろとこういったものを取り入れながら、将来、日本を担う子供たちにも人権啓発を少しずつでも広げていければと思っているところでございます。

次に「(7)体験・交流型の新たな事業」ですが、こちらは「2050東京戦略」に掲げられております、共生社会「人権尊重の理念の実現」「多文化共生社会の実現」を推進する取組で、ユースは3日間、大人は2日間、集中的にワークショップやフィールドワークを実施する、かなり濃厚なもので、参加者には人権というものについて理解を深めてもらえたのではないのかなと思っています。

昨年もこの委員会で、各先生方からいろいろと御助言いただいて、それぞれ記憶に残っています。特に、丹野先生から、人数という数も大事なのだけれども、質を重要視して、一人一人に深く残っていくものもやっていくことを常に考えていってもらいたいというお話をいただいて、私はそれをすごく印象深く受け止めていただいたのですが、この事業は丹野先生のお話を具体化している事業かなと考えております。

「(8)人権学習会」は、企業の社員の方、あるいは行政職員、児童生徒などを対象に、ニーズに応じまして、人権に関する講義とか施設の見学、あとはボッチャといった障害者

スポーツがありますが、そういった体験などを実施するもの。これは、人権プラザのコア事業の一つと考えております。

資料には団体数が記載されてございますが、人数にすると、大体2,300～2,400人ぐらい参加いただいている事業でございます。

最後に「(9) 人権相談」でございますが、資料に記載の4つ「一般相談」「法律相談」「『インターネットにおける人権侵害』に関する法律相談」と「『インターネットにおける人権侵害』に関するSNS (LINE) 相談」の窓口を設置して、対応してございます。

このうち、最後の「SNS (LINE) 相談」ですが、SNSの普及に伴って、誹謗中傷が匿名で結構出たり、後を絶たないということから、これまでの電話や対面の相談に加えて、LINE相談を令和5年の期中、10月から新たに開始した事業になります。社会福祉士とか臨床心理士といった資格を持つ専門家がLINE上で相談に応じているということで、こういった相談をやっているところが結構増えてきているので、相談者を集める、情報を届けて、来てもらうのはかなり工夫が必要です。

昨年度はLINE広告を実施して、お友達登録をしてもらった方にメール送って、こういう相談がありますよとお知らせする取組をしました。一昨年度は107人と、開始早々ということもあって、そのぐらいだったのですが、昨年度は257人ということで、徐々に増えてきており、この取組は、しっかりと継続していかなければならないなと思っているところでございます。

すみません。お時間をいただきました。

以上、概要になりますが、御説明させていただきました。

都が設置した人権啓発のための拠点施設である人権プラザの効果的・効率的な運営に向けて、引き続き努力してまいりたいと思いますので、いろいろと御意見、御助言をいただけると大変ありがたく思います。

本日は貴重な時間をいただきまして、本当にありがとうございました。

よろしくお願いいたします。

○丹野委員長 どうもありがとうございます。

それでは、指定管理事業に関し、御質問のある方は、挙手の上、御質問、御意見をお願いいたします。

皆様、いかがでしょうか。

石渡委員、お願いいたします。

○石渡委員 石渡と申します。

私は、障害者福祉畑で40年ぐらい仕事をしてきたのですが、障害があるお子さんたちが虐待を受けやすいということも結構あって、児童相談所にも関わっています。昨年、子供向けの企画をいろいろとやってくださり、特に命を考えると、天国の子供たちのメッセージなどは本当にすばらしいなと思いました。

昨日の朝日新聞の投書欄に、小児科の先生が、少子化だし、自殺全体は減っているのに、

子供の自殺だけが増えていると指摘されており、その辺が本当に悩ましいと私も思っているのです。

また、私たち障害者畑の人間は、東京都が「インクルーシブシティ東京」を掲げているので、いろいろな面でインクルーシブな社会を実現してほしいと思っています。しかし、学校教育は、特別支援教育のお子さんたちがいまだに増えており、障害がある子とない子の学ぶ場が分かれてしまっています。このことについては、国連の勧告でもかなり厳しい指摘がされていて、学校教育の在り方についても、人権の視点からプラザが積極的に関わっていただきたいと思います。その際、通常の教育の場でいじめとか不登校が増え続けている、むしろ障害がない子の教育が変わらなくてはいけないといったことが、私たちの視点からだ結構強調されているのです。

いじめとか子供の自殺なども含めて、学校の先生向けのアプローチは何かおやりになっているのでしょうか。その辺りを教えてください。

長々とすみません。

○川崎事務局長 いいえ。とんでもございません。

ありがとうございます。

本当に重要なお話だと思います。

先ほどお話した人権学習会を（８）に書いてございますが、学校の先生方のグループとか、児童もそうなのですが、先生方が来たりするような場になっておりまして、教員が来て、私ども専門員が人権についての話をする。

オーダーがありますので、こういったものを中心に話してもらいたいということを事前に伺って、それについてお話しする。展示を見て、例えば障害者スポーツの体験を人権プラザではできますので、そういったものを組み合わせて、１～２時間というような感じでオーダーに応じてやる。そこが今は教員、学校向けのところで比重としては大きい感じかなというところです。

ちなみに、昨年度は500人ぐらいの教員の方が年間で来ていただいております、その取組は強化していければと思っております。まさに石渡先生がおっしゃったとおり、学校の先生向けのアプローチは重要なのだと考えてございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

小塚委員からよろしくお願いします。

○小塚委員 小塚です。

意見といいますか、感想となるのですが、昨年度実施された企画で「子どもから何があったか話してもらうー司法面接の方法を活かして」という企画を実施されたということで、私はこれは非常にいい企画だなと思いました。

司法面接は、日本ではまだ広く知られていないというか、法曹の中でも定着していない分野ではあると思いますが、こういう課題も取り上げて、しかもハイブリッドにされて、

非常に多くの方も参加されていて、よかったのかなと思います。

ただ、反省点ですか、書いていらっしやったと思いますが、Zoomでグルーピングして、それがなかなかうまくいかなかったと。非常にチャレンジングでよかったかなと思います。難しいですね。グルーピングというか、それぞれのルームにどのように分けるか。そのルームの中で議論をまとめたり、引っ張っていただく人はあらかじめ根回ししていくとか、そういうことも必要になると思いますので、非常に果敢に取り組まれていて、よかったなと思います。

むしろほかの講座、例えば「ビジネスと人権」カスタマーハラスメントの講座のほうが、こういうやり方でいろいろな意見が引き出せてよかったのかなとも思います。それは、またテーマ、課題ごとにいろいろな進行の仕方とか、これから工夫されるといいのかなと思います。

ただ、司法面接は、法曹の末席にいる私としても非常にうれしかったです。

ありがとうございます。

○川崎事務局長　ありがとうございます。

これを実施するに当たって、人権プラザ内でも「司法面接」という言葉はなかなか一般になっていないので、多分、参加者に伝わりづらいのではないかとということで、チラシに書く文言とかもいろいろと気を配りました。

そうしたら、多くの方に参加していただけて、この先生がすばらしくて、終わった後に、悩まれている参加者の方が、そういった持ち場持ち場で子供たちと接している方がずっと列をつくって、これは夜にやった講座だったのですが、閉館時間の9時近くまで列が切れなかったということもあり、ニーズはかなりあると実感しましたので、今、先生がおっしゃったように、今後もしっかりとやっていきたいと思っております。

ありがとうございました。

○丹野委員長　ほかにいかがでしょうか。

鵜川委員、お願いします。

○鵜川委員　ありがとうございます。

私からは、会計に関することで教えていただきたいのですが、予算実績報告書があるのですが、支出の明細がついていない。会計区分も、収益事業と公益事業ですね。

会計区分ごとの支出の予算実績表は作られていないのですか。

○川崎事務局長　資料としては作成しています。

この様式には出ていないのですが、支出の明細は作っております。

○鵜川委員　そうですね。

それがないので、なかなか中身が分からなかったもので、法人の決算書を添付していただくようにお願いします。

○川崎事務局長　ありがとうございます。

分かりやすい形でできるように考えていきたいと思います。

○丹野委員長 野村委員、いかがでしょうか。

○野村委員 私からは、人権相談のところで伺いさせていただきます。御苦勞されているのだと思いますが、「今年度の事業運営に対する反省点」にも入っていた課題として、特に女性からの相談に親身に応じられるように、女性相談員を増やしていくことが求められるということで、女性相談員が少ないのかなというところと、女性が話しにくいような相談などがあるのかなとちょっと気になりまして、お話しできるところでいいのですが、御苦勞されている点、相談員の方を増やすことについて伺いさせていただきます。

○川崎事務局長 今、一般相談ですと、相談員が5名いるうち、2名が女性なのですが、女性の相談者の方から、女性の相談員はいないですかとたまにお話があるので、女性相談員の配置は引き続き実施していければとは思っております。

ありがとうございます。

○野村委員 ありがとうございます。

もう一ついいですか。

○丹野委員長 はい。お願いします。

○野村委員 年間事業報告の3ページ目ですか「来館回数」を見ていて「初めて」という方がすごく多いのですが、その後のリピーターが少ないので、何か工夫されてというか、リピーターが多いといいなと、感想として思いました。

すごく良い施設ですので、1回でなくて、何度も来ていただければと思いましたし、企画展も変えられてやっていたりしているので、そういうところで、リピーターとしてまた来ていただけるというのではないかと思ったのですが、感想です。

○川崎事務局長 ありがとうございます。

去年もそういうお話をいただいていたと思います。

例えば人権学習会とかを受けた方が、ほかのところで、こういうものがあるよと言ってくれて、実際、1回受けた人が、もう一回、別のメンバーを募ってきてくれるとか、そういったリピーターというところは機能しているかと思うのですが、一般のお客さんがなかなか。そこはまた工夫しながらやっていければと思っています。

○野村委員 来館者数のところで、先ほどコロナ禍前の状況に近づいていますというお話があったのですが、感想的には、コロナ禍を基準にされなくても、今はいろいろなアクセスの仕方があるので、来館だけではないと思うので、かなり頑張っていらっしゃるので、そこに近づけるというよりは、多分、全体を見れば増えているのではないかと感じました。

ありがとうございます。

○川崎事務局長 ありがとうございます。

確におっしゃるとおりだと思います。

オンラインの講座とか、いろいろと参加していただいていますので。

○野村委員 以上です。

ありがとうございます。

○川崎事務局長　ありがとうございます。

○丹野委員長　さらに、まだ聞き足りていない方はいらっしゃいますでしょうか。
よろしいですか。

今、私が聞こうと思っていたことは大体聞かれてしまったので。

それでは、特段なさそうですので、質疑応答はこれで終了させていただきます。

指定管理者の方は、こちらで退室をお願いいたします。

ありがとうございました。

○川崎事務局長　どうもありがとうございました。

失礼いたします。

(東京都人権啓発センター退室)

○丹野委員長　では、ただいまの質疑応答も踏まえまして、次第の「7　評価委員会による二次評価について」審議いたします。

事務局から、評価委員会による二次評価の案について説明をお願いいたします。

○加藤課長　それでは、資料4を御覧ください。

事務局から、二次評価の案として、資料4を読み上げさせていただきます。

まず「管理状況」についてでございます。

協定、事業計画及び東京都人権施策推進指針等に基づき、人権プラザの設置目的に沿って、中立性・公平性の確保に留意しながら、幅広い人権課題に対応することを旨として、適切に管理運営に当たっている。

外部研修への積極的な参加、内部研修における外部講師の活用等、人権プラザの管理運営に当たり必要となる職員の能力向上に係る取組を継続的に実施している。また、自己啓発休業制度を新設し、職員を支援する制度の整備にも取り組んだ。

次に「事業効果」についてでございます。

展示室等を活用した事業を効果的に実施し、来館者総数が令和6年度比118.4%という高い水準となった。

人権相談について「インターネットにおける人権侵害」に関するSNS（LINE）相談の相談日を拡大するなど都民ニーズにも応え、令和6年度を上回る件数の相談に対応した。

各種講座について、積極的にオンライン配信を行った。オンライン配信を行った講座のオンライン受講者数平均は、令和6年度比110.8%と大幅に増加し、来館が困難な方々に対しても効果的に学びの機会を提供した。

来館者を対象とした施設利用に関するアンケート調査結果では、全項目が満足度98%を超える非常に高い水準であった。また、アンケートの意見をもとに、案内表示を充実させるなど、さらなる改善に努めている。

「インクルーシブシティ東京」の実現に向け「人権ディフェンダーになるためのプログラム」の実施や、子供の権利について学ぶワークブックの作成など、楽しみながら学べる工夫を凝らすとともに、特別展示の出張展示用パネルを作成し「ヒューマンライツ・フェ

スタ東京」等での展示を行うなど、人権教育・啓発等を総合的に推進した。

最後に「その他」でございます。

【特命要件の継続】につきましては、事業の中立性・公平性を担保しながら、東京都人権施策推進指針に掲げる人権課題全般にわたる活動及び業務実績を着実に積み上げており、特命要件は継続している。

こうしたことから、二次評価につきまして、事務局の案としましてはB評価「管理運営が良好であった施設」としております。

以上で、事務局の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○丹野委員長 ただいまの事務局からの説明について、挙手の上、御質問、御意見を願います。

皆様、いかがでしょうか。

鵜川委員、願います。

○鵜川委員 内容的には、私はこれで結構です。

先ほどお話ししましたように、できれば改善要望事項として書いていただきたいことがあります。収支計算書の明細を作成して、提出してくださいということです。会計別・予算の科目別の予算と実績の比較表です。

多分、ほかの指定管理者は作っていますので、それを作ってください。

記載の方法はお任せしますので、伝わるようにお願いします。

○小平部長 分かりました。

そこは、文案はこちらのほうにお任せいただいて、整理してと思います。

○丹野委員長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

僕から毎年いつも聞いているのですが、事業効果等でこれだけいいことが並んでいるのに、それでもAにならないのかと。

○石渡委員 私もそれは感じています。A評価は、標準点の1.25～1.33倍ということなのですが、これはほかの指定管理の施設などもこの基準なのですか。

○小平部長 一緒です。

○石渡委員 そうなのですね。

○小平部長 結構いろいろな団体がある中で、皆さん同じように採点して、最終評価が出ていますので。

○石渡委員 Aはなかなか厳しいと思います。

○小平部長 そうですね。

いろいろな政策連携団体もあるのですが、比較的SとかAは、どちらかといえばあまり多くなく、大多数が、今回のうちのプラザも含めてですが、Bが多い形ですね。

○丹野委員長 これだけいいことが書かれていて、それでもBにしかないのかという

のは。

○小塚委員 限りなくA寄りのBと理解すればよろしいのでしょうか。

○小平部長 そうですね。A寄りのBということです。

○野村委員 すみません。

お伺いしたかったのは、10年間の設置と先ほどお話しされていて、9年目となっていた
ではないですか。

それは評価とかに何か影響があって、10年で一区切りみたいな感じなのですか。

○小平部長 そうですね。

○野村委員 そうすると、それを見直すみたいな何かがあったりはするのですか。

○小平部長 10年で一回、指定管理は見直しをかけますので、次に指定管理をお願いする
団体はどこがいいのかは、リセットと考えていただければ。

各評価というのですか、これについては年度ごとの評価なので、例えばこの評価で。

○野村委員 影響するということではないのですね。

○小平部長 はい。指定管理ができる、できないというところには直結しない形です。

○野村委員 そうということですね。

ありがとうございます。

○丹野委員長 そのほかはよろしいでしょうか。

それでは、審議に移らせていただきます。

評価委員会による二次評価について、お諮りいたします。

所管局による一次評価は、先ほど事務局から説明がありましたとおり、Bとなっております。

これまでの皆様の御意見を踏まえ、評価委員会による二次評価は「管理運営が良
好であった施設」ということで、事務局案のとおり、Bとしたいと思いますが、いかがで
しょうか。

よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○丹野委員長 それでは、これにより、本委員会の二次評価が決定いたしました。

これで異議なしということでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○丹野委員長 ありがとうございます。

御意見ありがとうございました。

細かな表現につきましては、委員長の私に御一任いただきまして、皆様の意見を踏まえ
て、事務局と調整していきたいと思っております。

よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○丹野委員長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきまして、本委員会による二次評価はBと決定させていただきたいと思います。

委員の皆様の御協力により、円滑に議事進行を行うことができました。ありがとうございました。

以上で、本日の議事は終了いたします。

事務局に進行をお戻しいたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

○加藤課長 どうもありがとうございました。

先ほどの御説明と重複いたしますが、この後、本日御審議いただきました二次評価と一次評価を踏まえて、所管局、総務局による総合評価を実施いたします。

総合評価結果につきましては、東京都のほかの指定管理施設のものと併せまして、9月に東京都のホームページにて公表する予定となっております。

同時期に、本日の資料や議事録も公表いたします。

詳細が決まり次第、改めて委員の皆様には御案内したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして「令和8年度東京都人権プラザ指定管理者評価委員会」を終了いたします。

どうもありがとうございました。

午前11時16分閉会